

平成30年度立入検査における指導事項について

1 有料老人ホーム

○相部屋について

〔事例〕 親族関係にないものを相部屋としていた。

一般居室は原則として個室（一人用又は夫婦等で居住するもの）です。  
親族関係にない第三者を2名居住させている場合は居宅とは認められないことから、居宅サービスの報酬は請求できないこととなります。  
【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針5－（9）】

○管理者（施設長）の責務について

〔事例〕

- ・管理者（施設長）を配置してなかった。
- ・有料老人ホームの管理者が業務の状況を把握していなかった。

有料老人ホームには、必ず管理者（施設長）を配置しなければなりません。  
管理者は、有料老人ホームの従業者及び業務の管理を一元的に行わなければなりません。  
また、管理者は有料老人ホームの従業者に対して、事業の人員・設備・運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行わなければなりません。  
管理者が自ら法令を遵守するのは当然のことですが、その他の従業者の方にも法令を守ってもらうよう、管理者として必要な指示を行ってください。  
有料老人ホーム内で基準違反に該当することが行われていたことが発覚した場合、管理者は直接の関与がない場合でもその監督責任を問われます。  
他の事業所、施設等の職員との兼務は「管理上に支障がない範囲内」でしか認められません。兼務により管理業務に支障が生じないように行ってください。  
【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針7－（1）】

○職員の配置及び勤務実績について

〔事例〕 有料老人ホームと訪問介護事業所における勤務時間を分けて勤務実績を作成していなかった。

有料老人ホームと訪問介護事業所における勤務時間を時間分けして勤務実績を作成してください。  
(参考)  
×有料老人ホームの人員に含むことができない勤務の例  
・指定介護サービス事業所において、専従要件のある職員との兼務  
（例：訪問介護事業所における専従のサービス提供責任者等。指定介護サービスにおける人員基準違反となります。）  
【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針7－（1）】

## ○管理規程について

〔事例〕 管理規程が定められていなかった。

管理規程には次の事項を明記する必要があります。

1 入居者の定員，2 利用料，3 サービスの内容及びその費用負担，4 介護を行う場合の基準，5 医療を要する場合の対応等

【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針 8 - (1)】

## ○非常災害対策

〔事例〕

- ・避難訓練及び消火訓練を実施していなかった。
- ・夜間帯を想定した避難訓練を行っていなかった。
- ・防火管理について，消防計画が策定されていなかった。

防火管理者等を定め，非常災害に対する具体的な計画を立案し，非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し，定期的に避難，救出その他必要な訓練を行ってください。避難訓練の回数については，防火対象物の区分によって異なりますので，消防法に定めるとおり行ってください。

また，訓練の状況など実施結果や反省点等を記録，保存するなど，非常時における対応方法について職員間においても情報共有を図ってください。

【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針 8 - (5)】

## ○運営懇談会について

〔事例〕 運営懇談会を開催していなかった。

有料老人ホームの事業の運営においては，入居者の積極的な参加を促し，かつ，外部の者等との連携により透明性を確保する観点から，運営懇談会を設置することが必要となります。

ただし，入居定員が少ないなどの理由により，運営懇談会の設置が困難なときは，地域との定期的な交流が確保されていることや，入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり，かつ，当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っていれば，この限りではありません。

【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針 8 - (10)】

## ○金銭管理について

〔事例〕

- ・入居者の金銭管理をする場合，依頼又は承諾を書面で確認していなかった。
- ・金銭等の具体的な管理方法，定期報告等を管理規程で定めていなかった。

入居者の金銭，預金等の管理は入居者自身が行うことが原則ですが，入居者本人が特に施設に依頼した場合，又は入居者本人が認知症等により十分な判断能力を有せず金銭等の適切な管理を行えないと認められる場合で，身元引受人等の承諾を得た場合には，有料老人ホームで管理をすることができます。

また，入居者の金銭等を管理する場合にあつては，依頼又は承諾を書面で確認するとともに，金銭等の具体的な管理方法，本人又は身元引受人等への定期的報告等を管理規程等で定める必要があります。

【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針 9 - (1)】

## ○身体拘束について

〔事例〕

- ・身体拘束を行う上で必要な手続をしていなかった。
- ・身体拘束の同意書において、拘束実施期間が終了していたが、家族の同意を再度得ていなかった。
- ・身体拘束の記録が不十分であった。

「緊急やむを得ない場合」に例外的に身体拘束を行う場合においては、要件・手続の面で慎重な取り扱いが求められます。身体拘束に関しては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録し、必ず家族へ説明し同意を得てください。

また、拘束実施期間を更新する際には、再度家族へ説明し同意を得てください。

【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針 9 - (6)】

## ○会計の区分

〔事例〕 有料老人ホームの経理区分、会計とその他事業の会計（指定介護サービス等）を区分していなかった。

有料老人ホーム以外にも事業経営を行っている経営主体については、当該有料老人ホームについての経理・会計を明確に区分し、他の事業に流用してはいけません。

【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針 10 - (4)】

## ○事故報告について

〔事例〕 「旭川市社会福祉施設等における事故発生時の報告事務取扱要領」に定める報告が必要な事故等について、旭川市に報告を行っていなかった。特に「誤薬」について、報告していない有料老人ホームが多く見受けられた。

旭川市へ事故報告が必要な事故等については、「旭川市社会福祉施設等における事故発生時の報告事務取扱要領」に定めていますので、再度確認をお願いします。

例年の事故報告件数は決して少なくはなく、同じ施設から似たような内容の事故や同じ入所者に対しての事故報告が続くことも見られます。

特に「誤薬」については、繰り返し同様の事故が発生しています。同様の事故の発生を防ぐため、「どのように見守る体制を整えるのか」、「マニュアルを遵守するために何をするのか」等、具体的な再発防止策を検討し実施してください。

(取扱要領 HP 掲載場所) 事業者向け > 健康・福祉・子育て・学校 > 高齢者・介護保険 > 申請・届出 > 介護サービス事業者向けトップページ > 9 その他の様式

【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針 12 - (8), (9)】

## ○居室数、定員数の変更について

〔事例〕 居室数及び定員数に変更になっているにも関わらず、変更届が提出されていなかった。

居室数及び定員数に変更となった場合は、平面図等を添付した上で変更届の提出が必要となります。

また、居室数及び定員数について重要事項説明書に記載がある場合は、重要事項説明書の変更届が必要となります。

【老人福祉法第 29 条第 2 項】

老人福祉法第29条第2項で定められている変更の届出が必要な事項

- 施設の名称及び所在地
- 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 条例，定款その他の基本約款
- 施設の管理者の氏名及び住所
- 施設において供与をされる介護等の内容
- その他厚生労働省令で定める事項
  - ・ 建物の規模及び構造並びに設備の概要
  - ・ 施設の運営の方針
  - ・ 入居定員及び居室数
  - ・ 法29条第7項に規定する前払金，利用料その他の入居者の費用負担の額
  - ・ 法29条第7項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
  - ・ 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは，当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容
  - ・ 入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは，その内容
  - ・ 医療機関との連携の内容
  - ・ 重要事項説明書

担当 旭川市福祉保険部 指導監査課 介護担当

TEL: 0 1 6 6 - 2 5 - 9 8 4 9

E-mail: shido-kaigo@city.asahikawa.hokkaido.jp